

茅ヶ崎漁港管理条例及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第5号

茅ヶ崎漁港管理条例及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改
正する条例

(茅ヶ崎漁港管理条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎漁港管理条例(平成3年茅ヶ崎市条例第3号)の一部を次のように改正す
る。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第12条第2項中「又は占用の許可を受けた者」を「若しくは占用の許可を受けた者
又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計
画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係
るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」に改め
る。

(茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例(平成12年茅ヶ崎市条例第7号)の一
部を次のように改正する。

第2条第3項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、
「者」の次に「並びに同法第43条第4項に規定する認定計画実施者(同法第44条第
1項に規定する認定計画において同法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は同法第50条第1項各号に掲げる事項を
定めた者に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。